

「『徳島新時代』に向けた県民との協働事業のアイデア」募集要項

1 趣 旨

本県では、「未来に引き継げる徳島」の実現のため、官民連携・協働により、地域資源の活用や地域課題の解決を図り、「国内外から選ばれる魅力的な地域づくり」を促進したいと考えています。

そこで、民間事業者や関係団体、県内市町村等の皆様を対象に、本県の魅力向上に向けた県との連携・協働に関する優れたアイデアを募集いたします。

2 応募資格

応募資格は、次の条件のすべてを満たす者としてします。

- (1) 優れた企画を提案する意欲を有すること。
(個人、団体、企業など形態は問いません)
- (2) 提案するアイデアについて、過去に国や他自治体からの委託や助成を受けておらず、今後受ける予定もないこと。
- (3) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (4) 法令等もしくは公序良俗に反していない、あるいは反するおそれがないこと。
- (5) 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。

3 募集内容

次の(1)から(3)の各テーマについて、県との連携・協働により「国内外から選ばれる魅力的な地域づくり」につながる革新的なアイデアをそれぞれ募集します。

(1) 2025年の本県におけるビッグイベント開催の機会を捉えた

県の魅力発信、機運醸成

「食育推進全国大会」や「宇宙技術および科学の国際シンポジウム (ISTS)」の本県開催など、全国の注目を集めるビッグイベント開催の機会を捉え、本県の抱える重要課題に関する情報発信や課題解決に向けた機運醸成を効果的に行う方策

〈期待される提案例〉

- ・食育推進全国大会開催に併せ、フードロス対策、フードテクノロジー等に係る情報発信イベントの企画・開催
- ・ISTS 開催に併せ、大学等と連携した宇宙関連イベントの企画・開催

(2) 県内の地域資源や人材を活かした地域活性化

県内の施設や産品などの各種コンテンツや地域で活躍する人材を掘り起こし、相互に連携を図るなど、新たなシナジー（相乗効果）を生み出すことで、効果的な地域活性化につなげる方策

〈期待される提案例〉

- ・地域の中核拠点や交通拠点とその周辺地域を連携させたにぎわい創出イベントの企画・開催

(3) その他（自由テーマ）

(1) 及び (2) 以外で、地域資源の活用や課題解決、ひいては本県の魅力向上につながるアイデア

4 審査プロセス及びポイント

(1) 一次審査（書類審査）

事務局において実施します。

(2) 最終審査

一次審査を通過したアイデアについて、提案者より審査委員へのプレゼンをしていただき、優秀なアイデアを数点程度選出します。

※他の自治体で前例のない新規性があり、事業として実現可能な具体性があるアイデアをご提案いただくことを期待しています。

※審査内容に関する個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

5 審査後のアイデア具現化

特に優れたアイデアについては、県と提案者との協議等により事業化を進め、具現化を図ります。

最終審査で選ばれたアイデアのうち、提案者において令和7年3月31日までに具現化が可能なものについては、今年度中に県から補助金の交付を行います。

(補助率：最大3分の2、補助額：最大1,000万円)

具現化がそれ以降になるものについては、令和7年度以降に事業化を検討します。

なお、自らが提案内容に係る事業実施主体または委託先となることを想定する場合は、徳島県内において事業展開を行っている、又は行おうとしており、提案内容を確実に遂行でき、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていただく必要があります。

6 応募申込

応募用紙に内容を記述のうえ、「7 提出先」までご提出ください。

もしくは、電子申請サービスでも応募可能です。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/chihososei/7242449/>

7 提出先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁 企画総務部 政策企画課 政策調整担当

メールアドレス：seisakukikakuka@pref.tokushima.lg.jp

8 募集期間

令和6年7月26日(金)～9月6日(金) ※当日消印有効(メール提出も可)

9 一次審査(書類審査)結果通知

令和6年9月中(予定)

10 最終審査(プレゼン)

令和6年10月上旬頃(予定)

※事務局において選考の上、一次審査を通過した応募者にご連絡いたします。

11 その他

(1) 提案されたアイデアに係る著作権その他知的財産権は、特段の合意が無い限り、提案者に帰属し、提案者は、県がアイデアを各種イベントやウェブサイト等における周知・公開の目的で利用等する権利(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます)を無償で許諾するものとします。

(2) 提案者は、審査で選出されたアイデア以外についても、県が予算編成の参考としたり、県政運営指針である「徳島新未来創生総合計画」において取り上げるなど、県政運営の参考として利用することを無償で許諾することとします。

12 問合せ先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県庁 企画総務部 政策企画課 政策調整担当 伊月

電話：088-621-2116

メールアドレス：seisakukikakuka@pref.tokushima.lg.jp